

## 2017 年度青少年ユネスコ活動助成（分野 2）

### 追加募集について

公益社団法人日本ユネスコ協会連盟（以下、日ユ協連）は、ユネスコ精神を次世代へ引き継ぐ活動を助成するために、「青少年ユネスコ活動助成」を実施いたしております。今年度は、助成件数が予定数に達しなかったため、分野 2 に限り、追加募集をいたします。

ユネスコ協会所属青年会員が企画・実施されているさまざまな社会課題を解決するための事業、また事業を実施することで会員拡充がみこめる事業を助成します。奮ってご応募ください。

#### 【概要】

##### 1. 申請団体

日本ユネスコ協会連盟の構成団体会員 \*申請者は青年会員(\*注 1)に限ります。

但し、以下は対象となりません。

- ① 2016 年度「現在状況報告書（現況報告）」未提出、または「構成団体会費」未納の団体。
- ② 2016 年度「青少年ユネスコ活動助成」報告書が 2017 年 3 月 15 日（水）の締切期限内に未提出だったユ協。
- ③ 2017 年 4 月 21 日締切の第 1 回募集で分野 2 に申請し、採択されたユ協。

##### 2. 申請対象分野と助成額

今回は、分野 2 のみ追加募集をいたします。分野 1（青少年へのユネスコ普及活動事業（「わたしの町のたからもの」絵画展事業など）や、分野 3（ユネスコスクールや学校内ユネスコ活動とユネスコ協会の連携強化に資する事）は、追加募集はいたしません。

**分野 2** ユネスコ協会に所属する青年会員（\*注 1）が中心となつて行う社会的課題の解決等に資する事業

- ・ 申請者： 申請者は青年会員のみ。  
青年会員を申請代表者として、1 ユ協 1 事業の申請が可能です。  
（事前に所属ユ協に申請の旨を伝えてください。）
- ・ 助成額： 1 協会あたり 20 万円を上限。
- ・ 分野 2 については、青年会員が主体的に計画、実施を行う事業が対象となります。青年会員が申請し、大人会員が実施する場合は対象外となります。

※(注 1)「青年会員」は日ユ協連加盟ユ協に所属する 15 歳（中学生を除く）～35 歳です。

なお、日ユ協連に 2016 年度の現況報告(会員名簿)に氏名・生年月日の記載があり、会費が納められていることが確認できる会員の方を指します。また、2016 年度現況提出後に、入会された会員は、2017 年度の現況報告(会員名簿)に氏名・生年月日の記載があり、2017 年 9 月末日迄に日ユ協連で確認できること。

##### 3. 申請事業の実施期間

2017 年 10 月 1 日(日) ～ 2018 年 3 月 25 日(日)

#### 4. 申請事業の対象者や対象費目等

- ・ 申請事業にはユ協所属青年会員以外の一般青少年、学生などが参加できるようにしてください。構成団体会員の会員のみを対象とする事業は申請できません。
- ・ 交通費の割合が極端に多い場合には減額することがあります。

#### 5. 申請方法

- ・ 4 ページの注意事項をご覧の上、提出書類（申請書〔様式1〕、予算書〔様式2〕、助成金口座指定書〔様式3〕）を、下記住所に郵送にてお送りください。
- ・ 提出書類は、上記紙媒体による郵送の他、電子データとして nfuj\_brj@unesco.or.jp まで電子メールの添付ファイルで送ってください。郵送と電子メールの両方での提出が必要です。（ファイルの形式は、マイクロソフトワード、エクセルでお送りください。）（FAX 不可）。
- ・ 締切は2017年8月20日（日）です。

郵送：	〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 1-3-1 朝日生命恵比寿ビル 12 階 公益社団法人日本ユネスコ協会連盟 国内事業部 「青少年ユネスコ活動助成」係 本間、古澤
電子メール：	nfuj_brj@unesco.or.jp

#### 6. 助成決定までの日程（予定）

- ・ 申請書は審査会で内容等を審査し、助成を決定します。審査の結果、申請額を下回る助成額を決定する場合があります。
- ・ 審査会で審査後、採択結果を、9月下旬に、申請書に記入された連絡先に郵送いたします。
- ・ 助成が決定した場合は、9月下旬に、申請書と共に提出された助成金口座指定書で指定された口座に振り込ませていただきます。

#### 7. 選考基準

事業内容（地域の課題解決、民間ユネスコ運動および青少年へのユネスコ活動の啓発・寄与等）、また実績（継続事業の際は報道数等を含む）や体制、事業の持続可能性などを総合的に判断いたします。

8. 審査において重視されるポイント

- ①会員だけではなく、地域に住む一般市民も巻き込んだ活動であること。
- ②会員拡充につながる活動であること。
- ③活動による利益が、会員や関係者および少数の人間に限定されないこと。
- ④活動をおこなうことで、参加者および地域への啓発効果が期待できる活動であること。

9. 同一事業の助成の制限について

2015年度より、多くのユ協が助成金を受けられるよう、2015年度を初年度とし、同一事業の助成は3年間を限度とさせていただきますので、ご注意ください。

【申請にあたっての注意事項】 \*必ずお読みください。

1. 申請における注意点等

- ① 本申請書の電子データは、日ユ協連のホームページ <http://unesco.or.jp/support/member> からダウンロード④いただけます。  
④<http://www.unesco.or.jp> トップページ「支援のお願い」(左上) → 「▼会員のみなさま」(左欄) → 【お知らせ】
- ② パソコンで作成された申請書のみ受け付けます(手書きでの申請は受付いたしません。) 申請書類はA4サイズ、片面印刷でご提出ください。
- ③ 申請事業の趣旨、対象者、内容、期待される効果などはなるべく具体的にわかりやすく書いてください。なお、継続事業の場合は、ユネスコ活動の公益性に鑑み、報道(新聞やテレビ等)に取り上げられた記事等(記事コピー、DVD、音声データ等)もご提出ください。自己資金をどのぐらい事業に利用できるかは、将来助成が無くなった後も独自で事業を継続する上で重要ですのでなるべく具体的にわかりやすく記載してください。なお、自己資金比率は総額の2割以上になるようにしてください。
- ④ 茶菓代及び飲食代は、助成申請できません。
- ⑤ 提出書類における記載漏れや提出物の不足等があった際は「書類不備」とみなし、審査の対象となりません。万が一、不備等があった際、連盟事務局からご連絡することはいたしませんので、申請の際は十分ご注意ください。

2. 助成の広報へのご協力

助成を受けた事業のチラシやポスターなどにはその旨以下の例をもとに記載してください

【例1】公益社団法人日本ユネスコ協会連盟「青少年ユネスコ活動助成事業」

【例2】本事業は公益社団法人日本ユネスコ協会連盟の青少年ユネスコ活動助成を受けて行う(行った)ものです。

3. 事業報告書の提出

事業報告書は事業終了後1カ月以内に連盟事務局に提出してください。(パソコンで作成/手書き不可)。今回の「追加募集分」の報告書最終提出期限は2018年4月9日(月)です。報告書には事業の様子を記録した写真、報道資料(新聞記事等)、参加者の感想などを添付してください。

4. 助成事業内容の変更等

助成金申請内容を原則変更することはできません。助成事業内容を変更しなければならない場合、事情により事業を中止しなければならないなどの場合は必ず連盟事務局にご連絡ください。連盟事務局への連絡なしに助成事業内容を変更された場合、助成金を返金いただくこともあります。ご了承ください。